

(公 印 省 略)
疾 第 1 9 7 0 号
平成 30 年 12 月 27 日

公益社団法人 兵庫県看護協会長 様

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課長

兵庫県特定疾患治療研究事業実施要綱の一部改正について

平素は、本県の難病対策の推進にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、「兵庫県特定疾患治療研究事業実施要綱」を別添新旧対照表のとおり改め、平成 30 年 4 月 1 日から適用しておりますので、ご了承くださいとともに、貴会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正の趣旨

(1) 介護医療院サービスの追加

平成 30 年 11 月 14 日付け健発 1114 第 2 号「特定疾患治療研究事業について（特定疾患治療研究事業実施要綱の一部改正）」により、当該事業の支給対象となる介護の内容として、介護医療院サービスが追加された。（平成 30 年 4 月 1 日から適用）

これに伴い、当県においても、平成 30 年 4 月 1 日より、介護医療院サービスを当該事業の支給対象とする。

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課がん・難病対策班
電話 078-341-7711 (内線 3239)

